

幼稚園・認定こども園の預かり保育を利用



対象		利用料
保育の必要性の認定事由※1に該当	3歳児以上の子ども	1万1,300円／月を上限に450円×利用日数までが無償
	住民税非課税世帯の満3歳の子ども	1万6,300円／月を上限に450円×利用日数までが無償

2号・3号認定の人の延長保育利用料は無償化の対象外です



※1…保護者が就労している、病気、障がいがある、妊娠・出産、保護者の同居親族等の看護・介護など、保護者に代わって子どもを保育する必要があると認定される事由

手続きなど

- 津市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。申請を希望する人は利用する施設へ申し出て、認定申請書と保育が必要な状況を証明する書類を施設へ提出してください。
- 保育の必要性の認定を受けていない場合でも、これまでどおり預かり保育を利用することはできますが、無償化の対象とはなりません。

認可外保育施設※2等を利用



対象		利用料
保育の必要性の認定事由に該当	3歳児以上の子ども	3万7,000円／月まで無償
	住民税非課税世帯の0～2歳児	4万2,000円／月まで無償

認可外保育施設等に該当するもの

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

※2…一般的な認可外保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育など。これらが無償化の対象施設となるには、都道府県等に届け出を行い、市町村の確認を受ける必要があります。

手続きなど

- 無償化の対象となるには津市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。子育て推進課または各総合支所市民福祉課(福祉課)で配布する認定申請書と保育が必要な状況を証明する書類に必要事項を記入し、配布場所のいずれかに提出してください。
- 原則、保護者が施設に利用料を一旦支払った後、対象となる利用料を津市に請求する償還払いになります。施設が発行する提供証明書や利用料の領収証、津市指定の請求書を子育て推進課または各総合支所市民福祉課(福祉課)に提出してください。
- 幼稚園、認定こども園の利用者は、預かり保育料と合わせて月額1万1,300円まで無償化される場合があります。



企業主導型保育事業を利用



対象	利用料
3歳児以上の子ども、住民税非課税世帯の0～2歳児	標準的な利用料が無償化

手続き

- 利用していることの届け出を子育て推進課または各総合支所市民福祉課(福祉課)に提出してください。

児童発達支援等を利用 (問い合わせ 障がい福祉課 ☎229-3157 ☎229-3334)



対象となるサービス	対象	利用料	備考
児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設	児童発達支援等を利用する満3歳になった後の4月1日～小学校入学前の子ども	無償	食費など現在実費で負担しているものは引き続き保護者の負担

手続きなど

- 手続きは不要です。無償化の対象となる児童の通所受給者証に無償化の開始・終了時期を記載したものをあらためて交付します。
- 幼稚園・保育所・認定こども園等と両方を利用する場合はいずれも無償化の対象となります。